

議案第 69 号

鳥取県西部広域行政管理組合規約の変更に関する協議について

次のとおり鳥取県西部広域行政管理組合規約の一部を変更する協議をすることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 290 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 12 月 4 日提出

日野町長 埴 田 淳 一

鳥取県西部広域行政管理組合規約の一部を改正する規約
鳥取県西部広域行政管理組合規約（昭和 47 年 6 月 1 日許可）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
別表（第3条関係） 1 〔省略〕 2 不燃物処理施設の設置及び管理運営に関すること。 3～11 〔省略〕	別表（第3条関係） 1 〔省略〕 2 不燃物処理施設（ <u>境港市が設置するリサイクルプラザ建設事業に係る不燃物中間処理施設を除く。</u> ）の設置及び管理運営に関すること。 3～11 〔省略〕
備考 表中の〔 〕の記載は、注記である。	

附 則

（施行期日）

- 1 この規約は、鳥取県知事の許可のあった日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規約の施行の際現に係る市町村が設置し、及び管理運営している不燃物処理施設については、この規約による改正後の別表第 2 項に規定する不燃物処理施設に含まないものとする。

概要

鳥取県西部広域行政管理組合は、現在は不燃物処理施設について、境港市を除く、構成市町村の共同処理する事務としているが、「鳥取県西部広域行政管理組合一般廃棄物処理施設整備基本構想」を策定し構成市町村全体での可燃ごみ処理施設と不燃ごみ処理施設の一体的整備及び処理に向けた検討を進めることとなり、境港市を含めた共同処理事務を可能とするため、組合規約の変更を行おうとするものである。